

令和元年6月甲良町議会定例会会議録

令和元年6月14日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
- 第3 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成30年度甲良町一般会計補正予算（第8号））
- 第4 議案第29号 令和元年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第30号 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第6 意見書第1号 本年10月からの消費税10%実施の中止を求める意見書（案）
- 第7 意見書第2号 辺野古米軍新基地建設の即時中止を求める意見書（案）
- 第8 個人情報流出及び選挙資金調査特別委員会中間報告
- 第9 発議第5号 野瀬喜久男町長に対する問責決議（案）について
- 第10 発議第6号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第11 議員派遣について
- 第12 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	岡 田 隆 行	2 番	田 中 章 浩
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	木 村 修
9 番	西 川 誠 一	10 番	建 部 孝 夫
11 番	西 澤 伸 明	12 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総務課長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛

会計管理者	宮 川 哲 郎
税 務 課 長	西 村 克 英
企画監理課長	村 岸 勉
住 民 課 長	小 林 千 春
保健福祉課長	米 田 志保子
産 業 課 長	中 村 康 之

学校教育課長	上 橋 純 子
社会教育課長	大 野 けい子
建設水道課長	北 坂 仁
人 権 課 長	中 川 愛 博
総務課参事	上 田 真 司

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美
---------	---------

書 記	白波瀬 愛
-----	-------

(午前 9 時 16 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 12 人です。

議員定足数に達していますので、令和元年 6 月甲良町議会定例会第 3 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11 番 西澤議員、1 番 岡田議員を指名します。

次に、日程第 2 承認第 2 号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 承認第 2 号については、専決でありますけれども、消費税の 10 月からの 10% 引き上げ、これに伴う条例の改正だという説明がありました。もちろんこの改正の中にはふるさと納税にかかわる改定もありますし、その他の部分もあります。その部分はよしとしますけれども、やはり消費税 10% を想定した条例ということになります。我が自治体は地方自治法に基づいて独自に判断できる条例主義というように地方自治の法律上もそうになっていますし、現行の条例もそういうふうになります。そういう点から見れば、自主的な判断をきっちりとしていくというのが大事なことでありますので、反対、容認できないことを表明させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、承認第 2 号は可決されました。

次に日程第 3、承認第 5 号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 説明の中では、決算の状況で、決算整理に近い専決処分だという範囲で、補正予算の範囲で賛成とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第5号は承認されました。

次に日程第4、議案第29号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 議案第29号については、本予算で可決をされたわけですが、カーボンマネジメントの強化事業を災害の関係する制度に変更するという事で、庁舎改修に1,800万円、それから保健福祉センター4,300万円。当初計上したやつは減額になりますけれども、けれども改めて見ますと、今、甲良町が差し迫って解決しなければならない問題、そして急ぐべきところは何なのかというのを考えてみますと、子育てしやすい環境を整備する、子育て応援の施策を強化するということが大変大事であります。

また、さまざまな方が言っていますが、農業、本当に諦めに近い、8割、9割、そういう声が聞かれます。けれども、諦めるということになりますと、その前提にはやはり何とか前へ向いて進んでほしい、そして農業振興が進むようにというように思われています。とりわけ建設業、それから農業、建設業といっても大手ではありません。零細な、1人、2人、親方さんと従業員4、5人以内というのがほとんどだと思います。その方々は商工業者に聞いてますと、商工会の廃業、大変この間大きくなっているという点では放置をできない状況だと思います。手厚い施策を考えていく必要があります。

そういうことから見ますと、今回の予算の振りかえになりますけれども、そこで改めて見直して、デイサービスセンターのデイサービス事業の再開に向けた取り組み、その傷んだところの修復などを急ぐべきだ。今回の予算からこの部分を見ましても、急ぐべき施策がすれ違っていると、食い違っているということをお願いして、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 29 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第 29 号は可決されました。

次に日程第 5、議案第 30 号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 30 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 30 号は可決されました。

次に日程第 6、意見書第 1 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第 1 号 本年 10 月からの消費税 10 %実施の中止を求める意見書(案)。

地方自治法第 112 条および会議規則第 14 条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 14 日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 阪東佐智男。

賛成者 山田充。

○丸山議長 本案について、西澤議員から提案説明を求めます。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 それでは提案させていただきます。

本年 10 月からの消費税 10 %実施の中止を求める意見書(案)。

2014 年 4 月に消費税が 8 %に増税されて以来、個人消費を含むあらゆる経済指標が落ち込んでいます。1 月から 3 月の GDP が、プラスとの報道もさ

れていますが、輸入減がその要因になっているに過ぎず、個人消費、企業の設備投資はマイナスです。世界経済は今、米中の貿易戦争の激化により減速しています。日本では、内閣府の3月の景気動向指数の景況判断は、景気後退の可能性の高いことを示す悪化に下方修正されました。こんな中、消費税を10%に上げることに關しては、海外メディアからは、首を絞める行為と忠告されています。

そもそも消費税は所得の低い者ほど重く、中小零細業者にとっては能力以上の税負担を強いられています。実際に、売上規模が小さな小規模事業者ほど消費税を転嫁できず、64%が転嫁できないという結果が出ています。これは2011年日本商工会議所等の実態調査からです。

安倍首相の側近である萩生田光一自民党幹事長代行は、10月からの消費税増税について、延期もあり得るとの考えを示しました。消費税10%は、今からでも中止できる制度であり、消費者である町民の中にも、「消費税が上がれば、これ以上節約するところがない。困る」の声があふれています。地方自治体においても、増税に伴う設備等の維持管理費用、物件費などの影響は大きいと憂慮されます。

さらに、甲良町における2%の増税額は町民1人あたり約4万円として単純計算で約2億8,000万円になります。複雑怪奇な軽減税率などの経済対策が講じられたとしても約2億円が新たに増税分で吸い上げられることになり、町民の暮らしと地域経済は大打撃を受けることは火を見るより明らかなです。

よって、政府におかれましては景気の先が見えないこの状況下で、本年10月からの消費税10%実施を中止されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年6月14日。

宛先は内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。名前のとおりです。

甲良町議会議長 丸山恵二となっております。

ぜひ、皆さん、今回は政党・党派、主義・主張にかかわらず、地域経済の問題、それから私たちの懐の具合の問題で、大変大きなインパクトを持つ10%となります。1万円の買い物をして1,000円の出費。これは誰が考えても賛成できるものではありません。

私は、個人としては別の方法があると考えています。日本の税制度をつぶさに見てみますと、1億円を超える所得の方がそれ以上になりますと、税の負担、所得に対する割合が下がっていくという逆転現象の税制度です。これは世界で見ても大変まれな制度になっています。そういう点でもその税制度のきっちりとした見直し、それから日本の国民に対する予算の使い方、ここを改める。

例えば私、考えていますのは、軍事費。全部を削るとは言いません。１％削るだけで大きな予算が生まれてまいります。そのところで踏み込んでいかねばなりませんし、庶民に税率を少し上げたら増税ができる、この発想を政府に待ったをかけるというのが大事だと思いますので、ぜひともご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

６番 阪東議員。

○阪東議員 賛成討論をさせていただきます。この意見書の提出について賛成討論させていただきます。

５月２４日の内閣府の月例経済報告の発表がありました。景気は輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復しているとのこと。本当に回復しているのかちょっと疑問に思うんですけども、人手不足もさることながらなかなか実感が湧いてこないというのが現状です。

消費税がいよいよ２桁台に突入いたします。税の滞納が増える中、消費税で確実に取るというふうな消費税は、徴収する国からはこれほど楽に、確実なものはありません。

今回の消費税の増税の最大の根拠といっているのは社会保障制度の充実ということで財務省は言っています。もともと社会保障というのは、逆に言うたらお金持ちからお金をとって貧乏な方に配るとというのが、昔でいうねずみ小僧型配分方式というふうなものが基本です。ところが、金持ちからとらなきゃいけないのに今回はとる財源は何かというと、消費税というふうな形になっています。貧しいから負担が重い、貧しい人から負担の重い税金をとってそれにまた貧乏な人に配るというふうな形をいっています。しかも配るときにはちょっとピンはねして残りを配ります。減っているじゃんというふうな話になります。

また、軽減税率やポイント還元などで２％か３％のポイント還元があるものの、クレジットカードが決済の苦手なお年寄りやら、そして未成年者、１８歳以下の子どもさんについては全く還元がされないということになってこようかと思います。また、電子マネーを含むクレジット決済は、店舗は全国で約２０％ぐらいしか、現在は整備をされていないというふうなところです。このような中、甲良町のような小売業者、また飲食業者の方々についてはさらに衰退していくというふうな形は時間の問題というふうに私は思っております。

よって、甲良の動向を判断すると、この意見書の提出に賛成をするというふ

うな形で、私の討論というふうな形でさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、意見書第1号は可決されました。

次に日程第7、意見書第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第2号 辺野古米軍新基地建設の即時中止を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

令和元年6月14日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 山田充。

○丸山議長 本案について、西澤議員から提案説明を求めます。

11番 西澤議員。

○西澤議員 文案を読み上げさせていただきまして、提案説明とさせていただきます。

辺野古米軍新基地建設の即時中止を求める意見書(案)。

沖縄県民は辺野古新基地建設反対の明確な民意を幾度も示してきた。命をかけて新基地阻止を貫いた翁長雄志知事を誕生させ、翁長知事死去に伴う選挙では、玉城デニー知事の圧倒的勝利を勝ち取り、本年2月、辺野古埋め立ての賛否を問う県民投票で72%の人が反対に投票した。これは県知事選挙での玉城知事の得票をも大きく上回り、圧倒的な民意を示した。そして、今年4月に行われた衆議院沖縄3区の補欠選挙では、公然と辺野古基地建設推進を掲げた候補を大差で打ち破り、決定的な審判を下した。国民主権と地方自治を掲げる日本国憲法のもとで、この民意を無視することは断じて許されない。

普天間基地の危険は、日米政府でさえ危険極まりないものとの認識で一致をしているからこそ、早期の移転を言わざるを得なくなったものであり、0.6%の国土しかない沖縄に、70%以上の米軍専用施設が集中する沖縄県に新基地を建設することは全く道理にも合わない。普天間基地の運用停止・全面撤去こそ現実的解決の道である。

安倍政権は辺野古の埋め立て工事を続けているが、超軟弱地盤（マヨネーズ地盤）の問題は極めて深刻で、政府はいまだに地盤改良のための費用も工事期間も明示できないでいる。地盤改良のための設計変更には玉城知事の承認が不可欠で、知事は絶対に基地はつくらせないと言明しており、政治的にも技術的にも新基地建設の展望はないことを悟らなければならない。

よって、甲良町議会は以下のことを強く要請する。

記。

1、辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地を運用停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月14日。

内閣総理大臣、防衛大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長。名前は記入のとおりです。

甲良町議会議長 丸山恵二。

ここで、私が強調したいのは、後段のところにある超地盤、マヨネーズと同じぐらいのそういう地盤だという問題です。政治的にはいろいろさまざま議員の皆さん、立場があるんだろうというように思いますが、ここに書いている技術的な問題は、90メートル下のところです。そこに杭を打ち込む。日本の技術の今の水準、それから世界の水準から見ても70メートルが最高だといわれています。そこに杭を打ち込んで地盤を強化するというわけですが、幾度も国会で問題になって、工事の期間、それから費用の明示、これはずっと明示されないままでいっています。これ、私は技術的なところで全く展望が示すことができないという状況だと思います。そういう点でもやみくもに土砂を投入をして、あたかも沖縄県民が諦めるかのような取り組み強行策をしています。そういう点でも地方から沖縄に連帯する、その声に応えるということをぜひあげたいなというように思っていますので、皆さんのご賛同を心からお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、意見書第2号は否決されました。

次に日程第8、個人情報流出及び選挙資金調査特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

個人情報流出及び選挙資金調査特別委員会から町長の選挙の選挙運動の支出報告や資産報告等について、中間報告が提出されていますので、委員長より報告を求めます。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、お手元に中間報告がプリントされています。それを読み上げさせていただきます。

6月7日の特別委員会で、委員長報告を本職がさせていただくことに承認をいただきました。それに基づいて委員会で議論をしてきた問題、とりわけ選挙資金の収支にかかわる、それから選挙資金の後援会の運動にかかわる費用の問題に絞って議論が進みました。もちろん他の意見や質問もありましたが、今回必要なのは、設置の決議に基づいてその疑惑を解明する調査をするというのが特別委員会の任務になりますので、そのことに合わせて報告をいたします。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

個人情報流出及び選挙資金調査特別委員会委員長 西澤伸明。

個人情報流出問題及び選挙資金調査特別委員会における中間報告。

当委員会は、設置目的の2つの調査、検証事項のうち、選挙資金問題に関する審議を終了しましたので、以下のとおり報告します。

報告を読み上げる前に、訂正がありますので、3ページ、下から10の、これは「不適切な支払いが25万9,135円」となっていますが、「11万4,135円」の間違いですので、訂正お願いいたします。繰り返します。「11万4,135円」です。

もう一つ、加筆をお願いします。一番最後の添付資料一覧のところですが、6まで記入していますが、7、参考人のお二人から陳述書が提出されています。これも添付資料として保管をすることにします。「上田栄一氏の陳述書。川村武男氏の陳述書」7にこの項目を加えてください。繰り返しますと、7に「上田栄一氏の陳述書。川村武男氏の陳述書」を添付資料の一覧に加えます。

それでは、読み上げます。

調査の経過と結果および評価。

当委員会は設置決議に基づき、野瀬喜久男町長の選挙運動費用にかかわる疑惑について調査、解明すべく合計7回にわたる当委員会の開催と正副委員長による関係者の事情聴取を行った。委員会の開催、事情聴取等の詳細は添付資料のとおりである。当委員会で決定された参考人は次のとおりである。

参考人、川村武男氏。野瀬町長が100万円を借用し、食糧費等の提供を受け、野瀬喜久男後援会に100万円の寄付を行った方。

上田栄一氏。野瀬町長が200万円を借用した方。

上田勝氏。野瀬喜久男選挙事務所の出納責任者。野瀬喜久男後援会の会計責任者です。

村岸啓司氏。甲良町選挙管理委員会委員長様です。

調査を進める中で選挙資金に関わる主な論点、疑問点は主に次の3点に絞られた。1、前回選挙直後（平成25年11月から26年1、2月ごろ）に、野瀬喜久男後援会に寄付された120万円（川村氏100万円、上田氏20万円）について。2、今回の選挙3カ月前に上田氏から借りた200万円および選挙告示の10日前に川村氏から借りた100万円の計300万円の使途について。3、選挙運動費用収支報告書（公職選挙法第189条）の虚偽記載について。

1つ、後援会への寄付120万円について。

①上田氏の陳述は、「前回敗戦した選挙直後の野瀬喜久男後援会の口座には、後援会を次期選挙まで継続させるために、Kさんから100万円と私からの寄付金20万円の合計120万円の残高からスタートしたのです」と述べている。

②川村氏の陳述は、「前回も私なりに一生懸命応援しましたが、惜しくも負け、その時点で野瀬さんに『次はどうするんや』と尋ねたら、『僅差の負けなので次回も出る』との答でした。私は県の選管に後援会の継続方法を尋ね、金融機関に後援会として残高を残したままであれば継続の証明になると聞き、『野瀬さん、金はあるのか』と尋ねたら、『ない』との返事でした。そのため私は、100万円出すから上田栄一さんも20万円出してくれるかと頼み、120万円を後援会の残高として残した記憶はあります」と述べています。さらに川村氏は正副委員長の事情聴取（6月10日）には「後援会を継続させるための100万円は野瀬さんに手渡した」と証言している。

③野瀬町長は、この6月7日付の「選挙運動資金ならびに政治資金に関わる質問状の回答」の7のAで、このように答えている。「平成25年に野瀬喜久男後援会のために、川村武男氏から100万円、上田栄一氏から10万円、上

田栄一氏がかかわる農事組合法人サンファーム法養寺から10万円を納金していただきました。そのうち上田氏、サンファーム法養寺からの20万円の納金は、平成25年の収支報告書の収入に記載されています」と。さらに、建部議員の質問（6月6日）に、川村氏からの寄付金100万円は認めておきながら、「川村氏から寄付された100万円は上田会計責任者に渡す際、川村氏からの寄付との趣旨を伝えなかったため、預り金として処理された。その預り金のうちから平成29年分の収支報告書に自己資金として99万5,875円を記載した」（これは要旨です）と答弁。そして、正副委員長の事情聴取（6月10日）の際には、その答弁を裏打ちする説明資料を提出した。正副委員長の事情聴取において、委員長から25年寄付されたはずの預かり金100万円を4年も経過した後、自己資金と計上する矛盾を問われ、上田勝氏は、「後援会など組織が解散した折には、その主体者に返還するもの。それを再開された際に、自己資金として入金することはあり得る」（要旨です）などと返答した。委員長は、「通帳には預り金はそのままで、それに対応する支出がない。どうなのか」と質問したが、まともに答えられなかった。

評価。

後援会の通帳では、平成25年8月30日当時の野瀬喜久男後援会を立ち上げたときの入金は、「預り金111万円」と記載されている。野瀬町長の議会答弁によれば、川村氏から100万円、サンファーム法養寺10万円からの寄付（他に1万円についてはあえて説明はなかった）である。ところが、県選挙管理委員会に提出した収支報告書の収入には50万8,000円と、サンファーム法養寺の10万円しか記載されていない。まさに虚偽の報告である。上田栄一氏は「法人であるサンファーム法養寺が政治団体に寄付することはできず、その10万円は私からのものです」と証言している（6月10日）。

これらの事実は、野瀬町長が2つの虚偽を重ねていることを示している。

1つは、野瀬喜久男後援会の25年分収支報告書の本年の収入額150万8,000円としなければならないところを50万8,000円と、川村氏からの100万円を記載しなかったこと。

2つ目は、25年の8月に寄付された預り金を「自己資金99万5,875円を29年7月12日に入金」として、平成25年選挙落選後に寄付されたことを消し去る狙いがあると判断できる。これは川村氏の、落選後の県選管に問い合わせたなどの状況描写に信憑性があり、上田栄一氏の、落選後20万円寄付行為は記憶があやふやだとしながらも、「落選後もどうするか。ぜひ次回も挑戦を」と野瀬氏も含め議論したことは確かに覚えていると証言している（6月10日）。また、川村氏は事情聴取に対して、「25年の選挙も陳述書にあるとおり、何としても当選してほしいと支援したし、いろいろと資金も提供し

たことは間違いないが、100万円を25年選挙前後の後援会立ち上げ時に寄付として渡したかどうかについては記憶が定かでない」（要旨）と述べ、僅差だったことから、今回はぜひこの思いがあったので、県選管に問い合わせ、100万円を寄付したことを強調している。

これらを合わせ検討すると、預金通帳に記載の25年8月30日預り金111万円は川村氏の寄付も含まれると見られる。そして落選後の寄付金について、建部議員の一般質問の答弁で、120万円の寄付は受けたと認めたにもかかわらず、後援会の収支報告書にも通帳にも選挙運動費用収支報告書にも120万円の記載がなく、金が消えている。

さらに平成29年収支報告書に記載の自己資金の99万5,875円は、川村氏から平成25年選挙落選後の寄付金100万円であり、金額も間違っている。

また、野瀬町長は前回落選当時、後援会の通帳25年10月31日には121万9,740円の残高、25年2月17日には110万5,689円の残高があるのに、ないとうそをつき、両名から120万円を出させたことになる。

なお、通帳の金出し入れをつぶさに見てみると、平成31年2月6日現在で収入176万3,489円、支出98万1,019円、差し引き残高78万2,470円となっており、不適切な支払いが11万4,135円あった。さらに4,000円の計算ミスがあった。

野瀬町長は4月10日の委員会で、質問の99万5,875円は「私から後援会の会計へ寄付。120万円は別、確認しないとわからない」と答え、5月20日の委員会では「99万5,875円は野瀬個人が寄付をしたのか」の問いに、「私が寄付をしていると思います」と答えている。

この項の評価の最後に、落選後の寄付を受けた120万円に関して、詐欺あるいは横領の疑いが濃厚であり、川村氏、上田氏は正副委員長の事情聴取において、刑事責任を問うことも視野に置いている旨発言している。

2、野瀬町長が借りた300万円の使途は。

①上田氏の陳述は「町長選挙を間近に控えた平成29年7月中旬、野瀬氏が私と2人になったとき、何の前触れもなく『栄ちゃん、金を貸してくれへんか』と言いました。『幾ら要るんや』と聞いたら、『200万円』と野瀬氏は言いました。『金を貸すのは構わないが、私個人がサンファーム法養寺に貸している200万円が、サンファーム法養寺が名古屋のスーパーに売った米代およそ200万円を入金してくれれば、貸すことができる』と話しました。野瀬氏はそのスーパーに何回か電話で『法養寺の米代を至急に払ってもらえないか』と督促しました。当時私は、そんなに急いで金があるのかと驚いたのを覚えています」と述べている。

②川村氏の陳述は「野瀬候補が10月19日、告示の5日前、事務所に来て『選挙資金が切れました』と言ってきたので、100万円渡しました」と述べている。

③野瀬は、平成30年8月23日には「300万円全額選挙に使いました」（上田氏の陳述から）と述べている。ところが、平成30年10月9日になり議員有志が、野瀬町長が選挙に際して2人の方から400万円超の借入をしながら、収支報告書にその記載がなく、虚偽記載疑惑で告発し、翌10日には一斉にそのことが新聞に掲載された。当時各新聞、テレビの取材には「この件にはお答えしません」と口を閉ざした。もちろん議会でただそうとしても「答えません」の一点張りであった。

なのに、翌1月4日の突然の記者会見で「400万円と言われているが、借りたのは300万円だ。借りた300万円は落選時の生活費と考えていた」と述べている。このことは議会には一切説明、報告がなかった。

野瀬町長は4月10日の委員会で「合計300万円借りたのは事実。資金力不足で借りた。後ほど点検したら、生活費にも使っていた。借りたお金は自己資金（プライベートの金）とした」と答えている。

6月10日の正副委員長からの質問Q5において、川村氏から100万円、上田氏から200万円を借りた使途について、選挙運動収支報告書によれば、支出総額は訂正後9万9,886円、訂正前8万3,612円、差額1万6,274円とされており、これだけで判断すると約100万円は選挙費用に、残り200万円は繰り返し証言している生活費に使ったと見られる。ところが、回答13（6月7日）で述べている選挙運動に直接必要となる資金だけでなく、「生活できるための資金も全て選挙に立候補するために必要な資金であり」とこじつけ理論を述べ、公選法の規定も無視して、生活費も選挙運動費用も全て選挙に立候補するために必要な資金と強弁している。この言い分が公選法の解釈なら、選挙費用は300万円となり、この選挙の法定限度額1万9,600円を超え、公選法違反である。

もう1つの疑惑は、使い道を公表できない支出があるのではないかとの指摘されていること。疑惑を晴らすのであれば生活費に使ったと述べている具体的な使途を証明すべきではないのか。さらに生活費に使ったことが事実であれば、道義的、政治的責任を免れず、刑事責任も問われかねないと指摘されたが、まともな回答は聞かれなかった。

また、4月23日の委員会で「借入を起こし、私の手元に入れた時点で自己資金の扱いにしている」9万9,886円は自己資金か、借入金かの問いに自己資金と答えている。なお、5月20日の委員会では「選挙資金については5万円（自民党からの寄付）以外は自己資金です」と答えている。さらに借り

たお金３００万円は、資産報告書に借入金と訂正記載したから他の報告書には自己資金としたとも言っている。借入金があれば自己資金に変わるとは、何とも不思議な詭弁である。

評価。

結局、借入金の３００万円が選挙資金として使われたのか、約９３万円だけが選挙費用だったものか、特定することはできなかった。日々答弁が変わり、真実味が大変乏しいことがわかりながらも、決定的確証を得ることができなかったからである。しかし、選挙資金にと借りていながら、生活資金に充てるとは目的外使用で、詐取、詐欺に等しく、支援者の善意を全く踏みにじり、道義に反する行為であることには疑いない。

正副委員長の事情聴取で指摘したように、借入金のうち、選挙費用に１９６万４，８００円（選挙費用の規定額）以上使っていたとすると、公職選挙法第２４７条、選挙費用の法定額違反の規定額を超えて選挙運動に関する支出をしたこととなり、３年以下の禁固または５０万円以下の罰金に処せられる。野瀬町長は長年総務課長の職にあったことから、この選挙費用の法定額違反を認識していたので、あえて生活費に使ったと言い逃れしている疑いも否定できない。

３、選挙運動費用収支報告書の虚偽記載について。

①公職選挙法第１８９条、選挙運動に関する収入および支出の報告書の提出第１項第１号に、選挙の告示前まで、告示から選挙の期日までおよび選挙の期日経過後になされた寄付およびその他収入ならびに支出については、これを合わせて精算し、選挙の期日から１５日以内に報告すること。第３項に、収支報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。（罰則規定がある）と規定している。野瀬町長は当初、総額８１万３，６１２円、食糧費に至っては１，９００円、収入では、その他収入として自己資金７６万３，６１２円と記載して報告していた。しかし、それに疑問を抱いた町議会、平成３０年１２月議会での一般質問に、野瀬町長は、「真実に相違ありません。報告書のとおりです」と数回繰り返して答弁した。ところが、その後の年末２８日に、突然報告書の訂正を行なった。それは、総額９７万９，８８６円で１６万６，２７４円の増額訂正で、食糧費は１１万３，１９６円増えていた。その他収入（自己資金）は１６万６，２７４円増えて、９７万９，８８６円となっていた。そして、翌３１年１月４日に町長を突然辞職し、道義のない出直し選挙を演出した。

②上田氏の陳述に「収支報告書の食糧費が１，９００円だと言い張っています。冗談ではありません。選挙に関わった人なら誰でもこんなことが本当かどうかははっきりとわかります。議会で追及されているとおり４、５０万円使ったと言うのが本当だと思います」と述べている。川村氏は陳述書で「選挙期間中

の食事については、野瀬氏みずからが事務所へ来て、食事計画書のようなものを見せ、前日から投票所の準備があるから、2日分は弁当を頼んど、その数は、総数300人分の弁当でした。その弁当は、サンショップ・トミタに注文しました。野瀬選挙事務所のおばちゃんから、事務所に電話で、弁当の配達時間等の問い合わせもあり、選挙事務所も承知しているはずです。支払いも済ませ、その領収書は報告書に添付しなければいけないので、ほか何枚かの領収書とを野瀬氏本人に手渡しています」と述べている。そして、野瀬氏に「当選直後の祝宴についてはどうするんやと聞いたら、『もし当選できたら、その場のことは社長にお願いできますか』と、本人から頼まれ、野瀬陣営では来客等の対応で忙しい事や、資金的にも大変だろうから、『当方で全て準備してやるよ』と野瀬氏には返事をし、全て当方で賄いました」と述べている。川村氏は、弁当代19万4,400円(648円×300食)、祝宴オードブル等12万6,760円、ほかに、寿司、オードブル等で12万6,400円、菓子等6万6,953円の計51万4,513円を立てかえて支払い、領収書は野瀬氏本人に渡したと証言。さらに、選挙に必要な物や賄い等で相当額の支援をしてきたと言う。

③野瀬町長は、弁当300食については当初、「頼んだ覚えはない。川村氏が勝手にしたこと。私が払っていないから報告書にも記載していない」と言っていた。

4月23日の委員会で、300食は頼んだのかの質問に「頼んだ覚えはない」と、後で「直接頼んだ覚えはない。川村さんの善意があった」と答えている。5月20日の委員会で、弁当代金を支出の訂正に記載しなかったのはとの問いに「当時のことについては、繰り返し妻と何度もそうであったか、否か、思い返しましたが、依頼した記憶がよみがえってきません。依頼した記憶がありません」、また「かかる経費につきましても、これまでお答えしてきたとおり、私や私の選挙事務所で支払った覚えはありませんし、誰かに立てかえて支払っていただくよう依頼した覚えもありません。したがって私の収支報告書には含めていない」と答えている。

6月7日付の選挙運動資金ならびに政治資金にかかわる質問状の回答の5のAで、「私が弁当の注文を依頼した記憶はありません。選挙期間中、選挙従事者や私も事務所で準備願った食事や弁当はいただいています。300食の弁当かどうかということはわかりません」と終始詭弁を弄している。

評価。

10月27日、28日の食事に弁当を食したことを認めた。余った弁当を野瀬の妻が皆さんに持って帰っていただくところを目撃されている。よって、弁当の存在が明らかになったことから、支払いが生じていることは必然である。

正副委員長の事情聴取において「町長みずからも食べたことを認めておきながら、選挙運動費用に記載しないのはおかしいと思わないのか」との問いに、上田勝氏は「誰が持ってきたものかわからないものを一々収支に入れられない」（要旨）と的外れな回答だったので、委員長に「選挙に関係あり、誰の寄付か差し入れかを確認するのが候補者本人であり、出納責任者の任務ではないのか」と問われ、反論できなかった。選挙に使ったことが明白なのに、野瀬町長が払ってないから報告義務がないとはまさに詭弁である。また、収入の自己資金は誤りで、借入金である。

このことから、選挙運動費用収支報告書は虚偽記載であることを断定する。

公職選挙法第246条、選挙運動に関する収入および支出の規制違反、第5号の2、虚偽を記入したときに違反したときは、3年以下の禁固または50万円以下の罰金に処せられる。

さらに公選法の定めに、1回15食×3回×5日＝225食という食事の制限があり、2日で300食は違反している。

④選挙運動資金問題以外の件について。

7回開催してきた当委員会では、選挙運動資金問題以外の件でも質問、答弁がなされたが、選挙と金、政治と金とは直接関係がないと判断し、委員長報告には記載していない。6月10日の正副委員長の事情聴取のQ6において、6月7日の回答の最後に述べている人事に介入するような個別的陳情の事実を当委員会の選挙運動資金問題とどのような関係があるのか、あえて回答の中で述べていた意図は何かと尋ねたところ、町長は「選挙運動資金と関係ありません」と答弁した。

終わりに。

1、選挙管理委員会が正当に公選法の規定に従って野瀬喜久男選挙事務所にかかわる帳簿、領収書等を訴えに基づいて調査しなかったことは、刑事責任を問う以外の権限として行使できることを放棄したことは大変遺憾である。

2、選挙運動収支報告書の不記載から始まり、野瀬喜久男後援会の収支報告書についても真実の記載が疑わしく、政治と金・選挙運動と金の疑惑が指摘されている問題で、管理のルーズさ、法令遵守の意識が極めて薄弱と言わざるを得ない。少なくとも政治家、野瀬喜久男氏に資金提供した支援者の善意を踏みにじったことは否定できず、選挙で支援された有権者の善意、甲良町を住みよい町にしたいとの願いなど全く思いを寄せることがない政治姿勢だと言わざるを得ない。あるいは、もともと金にルーズなのかと疑われてもやむを得ないと考えられる。もう一つの問題として、政治活動ならびに選挙活動の資金を特定の方から過度な提供を受け、全体の奉仕者という公職の任務遂行を危うくするとは考えなかったと言わざるを得ない。

3、野瀬町長は、総務課長、選挙管理委員会事務局長を長年兼務してきたにもかかわらず、このような初歩的義務を無視し、無責任な回答を繰り返す根っこにあるものをこの際掘り下げて自己検証すべきであり、その根っこにあるもの、思想、精神は何だと考えるかとの問いにも、「法令を遵守し、一層の努力をしてまいります」と述べるだけで、根本から自己分析を試みる誠意は感じられない。当委員会の審議および本報告を真摯に受け止め、根本的なみずからの身の処し方を決断すべきである。

添付資料は、1、2、3、4、5、6そして7は追加をさせていただきました。記入の記載をしているとおりであります。委員会に提出された書面でもあります。皆さんには届いていないと思いますが、5の後援会の収支報告書、25年、26年分は野瀬町長から提出があり、皆さんにお配りをしました。私が情報公開で入手した27、28、29年は増し刷りをして用意しておりますので、添付資料として委員会の審議経過を示すものとして保管をして、添付資料とさせていただきます。

以上です。長い間の第7回、大変疲れる論議だったと思いますが、町長の基本姿勢、政治の姿勢を問うということで、皆さん、奮ってご論議いただいたことを最後に感謝を申し上げまして、中間報告とさせていただきます。

○丸山議長 以上で個人情報流出および選挙資金調査特別委員会の中間報告が終わりました。

ただ今の委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 質問ではないんですが、誤りの部分の指摘でございます。

3ページの間中ぐらいに、「さらに平成29年収支報告書に」という段があります。そこを読み上げていきますと、ずっと読んで、「平成25年選挙落選後」という表示があります。これは誤りで、25年の8月の後援会の発足のときの寄付金が100万円なんです。ですからこれは落選後の寄付金100万円じゃなくて、当初の後援会発足のときの100万円、それが4年後にその受けた寄付金を自己資金だと偽って収支報告書にあげたのがこの99万5,875円。ですからこのお金は落選後じゃなくて、25年8月の後援会発足のときの寄付金100万円の誤りであります。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 答弁をさせていただきます。ありがとうございます。

野瀬氏が答えていることと川村氏が答えて、証言をしていただいていることが、この2行、3行の間に混同して入っています。よく見ますと、「なお、通帳の金の出し入れをさらに平成29年収支報告書に記載の自己資金」、これは野瀬氏が主張しているのは後援会立ち上げ時ですね、ですから25年選挙運動

後援会の立ち上げ時に寄付をした１００万円というように野瀬氏が説明していますので、このこと自体が４年後の平成２９年に７月１２日に自己資金で入金されていること自体が矛盾をしていますので、建部議員の指摘のとおりですので、訂正させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に日程第９、発議第５号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第５号 野瀬喜久男町長に対する問責決議（案）。

地方自治法第１１２条および甲良町議会会議規則第１４条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

令和元年６月１４日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 西川誠一、建部孝夫、木村修、山田裕康、山田充。

○丸山議長 本案については西澤議員から提案説明を求めます。

１１番、西澤議員。

○西澤議員 それでは、文案を読み上げまして提案説明とさせていただきます。

審議の中で明らかになりました問題を整理してまとめさせていただきました。よろしくお願いします。

野瀬喜久男町長に対する問責決議（案）。

甲良町議会は野瀬喜久男町長に対し、以下の理由、根拠により厳しく明確な責任をとることを求めるものである。

平成２９年の町長選挙において、支援者２人から借り入れした３００万円を選挙運動費用収支報告書にも野瀬喜久男後援会の２９年分収支報告書にも記載していないことが発覚した。さらに選挙運動費用収支報告書の食糧費には１，９００円しか記載がなく、虚偽記載の疑惑が深まった。議員から疑惑を告発され、選挙管理委員会には「３００万円は選挙とは関係なく、プライベートです」などと回答し、「真実に相違ありません」を繰り返し、マスコミの取材には「この件はお答えしません」と述べ、真相を進んで明らかにする誠意はみじんも感じられなかった。

平成３０年１２月２７日、２８日にかけ、選挙運動費用収支報告書と野瀬喜久男後援会の２９年分収支報告書の訂正届を行ったが、さらに重大な疑惑が深まり、議会は既に設置している個人情報流出調査特別委員会に選挙資金疑惑を

解明する任務を追加する決議を賛成多数で可決した。審議を通じ、次の重大な疑惑が判明した。

1、25年選挙の落選後、支援者から野瀬喜久男後援会に寄付された120万円がどこにも記載がなく、野瀬町長が使い込んだ疑惑が指摘されている。

2つ、野瀬町長みずから選挙の最終日、金曜日、土曜日は弁当の手配を依頼しておきながら、「頼んだ覚えがない」などと言い逃れし、300食の弁当代の収支報告書への不記載を正当化している。これは1日45食という法定限度数を超えることを認識しているため、あえて野瀬喜久男の選挙とは無関係を装っている疑いが強いものである。

3、2人から借り入れた資金は返済を迫られた際には「全額選挙に使った」と答えておきながら、選挙管理委員会には「使い道はプライベート」と述べ、うそを平気で繰り返し、支援者の善意を踏みにじる姿勢は、全ての甲良町民に対する誠実な政治姿勢でないことは明らかである。

よって、公職選挙法違反の疑いが濃厚で、町民の信頼を踏みにじり、甲良町政に対する信頼を深く傷つけたことを自覚し、猛省を求めるとともに、潔く身を引き、道義的、政治的責任にも、さらに刑事責任をも進んで果たすことを強く求める。

以上、決議する。

令和元年6月14日。

甲良町議会議長 丸山恵二。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

1番 岡田議員。

○岡田議員 この発議第5号について、今すぐ正しい判断がしかねるので、退席の方をさせていただきたいと思います。お願いします。

(岡田議員退席)

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 この議案に対して、賛成討論をさせていただきたいと思います。

7回あった特別委員会の中でも、私、1、2度申させてもらったことがあるんですが、2人の方々に事情を説明して納得してもらって、自分で出处進退を決めていかれることを望むということを申し上げておりました。先ほど委員長の提出者の方から案を読まれた、まさにこのとおりだと思いますので、賛成討論と

させていただきたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9 番 西川議員。

○西川議員 9 番、西川です。賛成討論をさせていただきます。

私もいろいろと調査の一員として入らせていただきましたが、結論から言いますと、支援者の善意を踏みにじっていて、上田、川村両名の方を打ち出の小づちのごとくに扱って、本人はほとんど資金をつぎ込んでおられないようです。都合の悪いことに関しては答えず、また生活費だと言い逃れしかしておられます。選挙資金収支報告書違反、後援会収支報告書違反、これは明らかだと思いますので、私も賛成とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

10 番 建部議員。

○建部議員 後の発議でも詳しく提案理由の説明を申し上げますが、今回のこの問責決議、西澤議員非常にやわらかく表現をされているように思いますが、疑惑じゃないんですね、これはもう確定なんです。少なくともこの120万円のお金は現金で自分が受け取っているということを認めながら、そのお金が通帳にも入っていない、自分のポケットに入れたということは間違いもないことです。それと300万円の使い道、またここでも3つの点があげられているんですが、私もその次の発議ではそのことが問題として取り上げています。いずれにしてもそういう町長の姿勢の町長をその場に座らせておくことが、許せない。一刻も早く速やかに辞職することを求めて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

4 番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 賛成討論を行います。

私の一般質問におきましても、1,900円の食糧費に関しましても「真実に相違ありません」と言っておきながら、その月中に訂正を行い、また委員会においてもそのことに対しても二転三転するようなことで、このようなことを繰り返してきましたことに対しましては、やはりこの問責決議に対して値すると思いますので、賛成といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第5号は可決されました。

次に日程第10、発議第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第6号。

令和元年6月14日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 西澤伸明、西川誠一、山田裕康、山田充。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を地方自治法第112条第1項第2項および第3項ならびに会議規則第14条第1項および第2項の規定により、提出します。

○丸山議長 本案について、建部議員から提案説明を求めます。

8番 木村議員。

○木村議員 この発議第6号に関して、私、賛否を決することができませんので、退席させていただきたいと思います。

（木村議員退席）

○丸山議長 本案について、建部議員から説明を求めます。

10番 建部議員。

○建部議員 それでは発議第6号の提案を申し上げます。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

付則第12項中、「平成31年7月1日」を「令和元年7月1日」に、「100分の30」を「100分の70」に改める。付則、この条例は令和元年7月1日から施行する。

この条例改正案の提案理由の説明でございます。

私は昨年12月の議会において、町長の給与減額改正を提案してこの6月30日までは50%の減額、来月7月1日からは当分の間30%の減額が可決されました。そのときの提案理由の説明の終わりに、「なお、町長、今問題になっている選挙資金収支報告書などの進展具合によっては、さらなる減額処分のあることを申し添えておきます」と結びました。

さて、今回はどうでしょう。数回の調査委員会で衝撃的な事実が判明しました。その1、野瀬喜久男後援会の通帳の差引残高が121万9,740円もあるのに、金はありませんとうそをつき、後援会の継続のための繰越資金として

K氏、もうはっきり名前が出ていますので、これは川村氏に100万円、上田氏に20万円の計120万円の寄付を受けながら、2人の好意を踏みにじるがごとく、後援会の通帳に入れずに自分のポケットに入れたのであります。これって大きな犯罪です。そして後援会の収支報告書も収入支出ともに虚偽の内容が記載されており、中には好意あるK氏から受けた、川村氏から受けた寄付金100万円を野瀬自身の寄付金として処理をしており、また不適切な支払いがありました。

その2、選挙が迫ってきた7月に上田氏から200万円、告示5日前に川村氏から100万円の計300万円を借りたが、果たして何に使ったのか。野瀬は平成30年8月23日に「300万円は全額選挙に使いました」とはっきりと語気を強めて言っています。しかし、翌31年1月4日の記者会見で、「借りた300万円は落選したときの生活費と考えていた」と新聞記者にコメントしています。委員会では、93万円は選挙に使い、大半、大半という207万円になるんですが、それは生活困窮につき生活に使ったと答えています。さらにその93万円は自己資金と報告しているのです。借り入れた金が自己資金93万円、自己資金といって報告されている。野瀬いわく、借り入れを起こし、私の手元に入れた時点で自己資金になるとうそぶいているんです。借りた金が自分の懐へ入ったからそれは自己資金だという解釈、どこからどうしてそういう解釈が生まれてくるのか。選挙資金と借りながら生活が苦しいから生活費に使ったとは目的外使用で、詐欺、詐欺に等しいではないか。罪はともかく、道義に反する行為であります。

その3、選挙運動費用収支報告書は、訂正後も虚偽記載でありました。当初総額81万3,612円、その他収入は借入金なのに自己資金と表記し、食糧費は1,900円とあり得ない金額の報告でありました。でも議会には「真実に相違ありません、報告書のとおりであります」と何回も答弁をしています。ところが、当初の提出から1年2カ月後の平成30年12月28日、これも仕事納めの日です、訂正の報告書を提出しているんです。K氏が立てかえ払いをした食糧費、領収書は野瀬に渡しています。そのうち祝宴用のオードブルと12万6,760円を除く38万7,753円が、内訳は弁当300食19万4,400円、寿司、オードブル等12万6,400円、お菓子等6万6,953円が、合計38万7,753円がその記載から漏れていたのです。また、その他収入は92万9,886円となっていたが、借入金なのに自己資金と記載してありました。このことから、訂正後の選挙運動費用収支報告書も全くの虚偽記載であったことは確認しました。

これら重大な犯罪行為や選挙違反行為を起こした懲戒として、厳格処分を考えたとき、この重大な犯罪なり選挙違反の内容からして、町長の給料無給が相

当だと思いましたが、いかなる者にも生活保障との人道的配慮にて、今回70%の減額にとどめました。滋賀県一、いや日本一の甲良町、町をつくると大げさにほらを吹いたが、この件が一斉に明日、新聞、またテレビに出てきます。日本一の恥ずかしい町にした責任は非常に重うございます。最後に、犯罪者、私はもうはっきりとそのことが言えます。女々しく居座ることは許されない。早急に辞職し、みずからの罪を申告し、法の裁きを受けることを希求します。

これ、ついでですが、野瀬は今回の選挙、今回の選挙といっても平成29年10月29日執行の選挙の冒頭に、推薦も受けていない団体をあたかも推薦を受けたように虚偽の掲載をしたビラを配布し、併せてはがきを郵送しました。これはうそを書いて選挙民を惑わし、有利に誘導する重大な選挙違反行為であり、公職選挙法235条、虚偽事項の公表罪に抵触しています。私たちはこのことも忘れてはならないと思います。

以上、よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。首長の減額、大変重い問題です。各地の首長さんの不祥事、辞職に値しないけれども、自分としての政治的責任をみずから問うということで、自分から提出をされるのが常です。私もその立場を貫きたいというように思っています。

当初の、先ほど建部議員からも提案がありましたけれども、東びわこから推薦されたことが発覚をして、その問題がありました。副町長人事と併せて給料減額を野瀬町長から出してくるという情報を私は得ていますし、それは確かだったというように思いますが、それもほごにされてしまいました。つまり、何かと駆け引きをして給料を下げるという問題ではありません。近隣で言いますと、彦根市長さん、大久保市長さん、裏契約、裏合意の9億円の問題で彦根市政も大変低迷をしています。波乱含みです。こういう状況を受けて、1年超えてからではありますけれども、そのことが議会で追及をされ、明らかに町長としても政治責任をとらなければならないということで、みずから5割減額の条例を出してこられました。ある議員に聞きますと、遅きにきしたと言いますけれどもみずから出してこられているんですね。

この点ではやはり給料の減額、つまり町長は町民の代表であり、それから行政の中で最高の指導者でもあります。3つの権限があります。予算の作成をする権限、それから執行する権限。それから人事。もう一つ言いますと、入札の

権限は全部町長です。こういうことから考えると、基礎的な政治的信頼がどうなのかという点を考えますと、特別委員会で議論をするまでもなく、それまでの議会で野瀬町長の政治資金、それから選挙運動資金の問題で疑惑が続いてまいりました。みずから進んで疑惑に答えていく、解明をしていくという姿勢はなく、指摘されたら訂正をする。指摘されても訂正できない問題が幾つもありましたし、居直りを続けておられました。こういうことからしますと、町民の中には野瀬町長の長い職員歴、幹部職としての経歴がありますので、実務能力を大変買っている方がおられます。確かに特別委員会で提出を求めた書類、非常に早くそして正確に出されていますが、一番根本なところでの政治姿勢、それから信頼に応える。何よりも2人の熱烈な支援者だったわけですね。この方と意思疎通ができなくなった、その大もと、これは野瀬町長が十分考えねばなりませんし、その案件が表面化、もともと隠したとしてもこれは大きな犯罪もあり、犯罪の疑惑があるわけですがけれども、そのことを支援者、つまり熱烈な支援者が離反をするところで、全く危機感を持たれない。これは大変不思議なところです。これを修復するしないはその誤りをみずから正していくという姿勢がなければ、幹部職員、ついていけないですよ。ですから、そういう点から見ると、みずから町長の報酬カットをして、そして中間報告もありました。審議の中でも謝るところがありました。それから5月の27日に提出した質問書に「申しわけありません、反省しております」文書は幾つも書かれています。こういうことを表す点で、町民に示す、みずから給料を減額するというのが、この最終の14日の6月議会にも提出されるかと淡い、淡い期待をしておりましたが、提出されないままになりました。ですから、建部議員からの呼びかけで、7割カットでいくと、それに賛成をしてまいりましたし、そういう点でもその可決をした後、その給料の減額となったときにその政治姿勢が根本から変わるかという点から考えますと、大変疑問符がつきます。

私の家にも町長が29年の選挙時、選挙の始まる前、1カ月ほど前だったと思いますが、日本共産党にも応援をしてほしいと依頼に來られました。政策も書いて持ってこられました。だけれども、官製談合事件の当時の問題は疑惑だけでも残っているよ、そういうことがなってる限り、十分に考えねばならない。町長になってはならないんだということを私、申し上げたのを覚えておられると思います。そういう点でも町民の審判は確かに大橋候補と争ってダブルスコア近い票を集めました。やはりその票をいただいたことを見ると、甲良町が前向いて進むように、そして誇りの持てる、心からええ町やなと言うて町民同士がにこやかに暮らせる毎日がほしいんですよ。その象徴なんですね。ですからこの収支報告の不祥事を取り上げないまま黙って見過ごすわけにはいかなかったというのが実際です。そしてそれをきれいにしたいというのは私も思って

いました。ということから見たら、その最後の締めくくりでみずから襟を正す、そしてペナルティをかける。みずから潔い態度を示していただくことを改めて申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

賛成者5人、反対5人、可否同数です。

可否同数の場合は、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が裁決するとあります。

したがって、発議第6号については、議長は可決と裁決します。

次に日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第12 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和元年甲良町6月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月6日に開会をされ、本日14日までの9日間にわたり行政提案をいたしました報告1件、承認7件、議案5件につきまして、慎重審査をいただき、全ての議案をご承認、可決いただきありがとうございました。

また、私の選挙資金にかかわる調査特別委員会につきましての委員長報告がなされました。調査委員会においても申し上げましたが、選挙費用収支報告書および資産報告書について確認不足があり、記載漏れがありましたことは反省をし、おわび申し上げております。このことで調査特別委員会を設置していただかねばならなかったことにつきましても、私に責任があり、申しわけなく思っています。

本町の行財政運営につきまして、人口減少対策はじめ、取り組まなければならない課題も多くあります。議員各位と政策協議が進められるよう、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

そして、議案発議で、発議第5号 野瀬喜久男町長に対する問責決議案、発議第6号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、2つの議案が提出され、いずれも可決をされました。このことにつきましては、厳粛に受け止めさせていただきますが、遺憾の意を表するものであります。

5月20日の議会全員協議会で申し上げておりましたとおり、7月1日から役場と町の全ての施設の敷地内において全面禁煙といたします。職員はもちろんであります。議員全員の励行につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

いよいよ本格的に梅雨シーズンとなり、暑さだんだん厳しくなっております。引き続き議員活動にご精励いただきますようお願い申し上げ、議会閉会にあたりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和元年6月甲良町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時52分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 岡 田 隆 行